

東海旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則の一部改正（鉄道駅バリアフリー料金の設定に伴う改正）

現 行	改 正
(前略) (旅客運賃) 第5条 特定者用の通勤定期乗車券の定期旅客運賃は、第3条第1項に規定する通勤定期乗車券に対する定期旅客運賃を3割引したものとする。 (以下略)	(前略) (旅客運賃) 第5条 特定者用の通勤定期乗車券の定期旅客運賃 <u>（旅客規則第66条の規定により鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合にあってはその合計額）</u> は、第3条第1項に規定する通勤定期乗車券に対する定期旅客運賃を3割引したものとする。 (以下略)

附則

この通達は、令和5年3月18日から施行する。